

児童生徒の加害行為を原因とする学校事故を防止するための 判決書教材を活用した安全教育についての事例研究 —授業中に鉛筆で目を突いた判決書教材活用授業による 感想文を分析して—

新福 悦郎¹・蜂須賀 洋一²

A Case Study in Safety Training Using a Written Judgment to Prevent the Accident during School Education which Makes the School Children's Assault the Cause —From a Description of One's Impressions Analysis about the Tuition who Utilized Judgment Paper Teaching Materials which Thrust at an Eye with a Pencil during Class—.

Etsuro SHINPUKU¹ and Yoichi HACHISUGA²

¹Department of Human Education, Faculty of Human Studies, Ishinomaki Senshu University, Miyagi 986-8580, Japan

²Joetsu University of Education, Niigata 943-8512, Japan

1. はじめに

2018年4月、仙台高等裁判所は大川小学校事故をめぐる学校の事前防災について、法的責任を認めた初めての司法判断を示し、2019年10月、最高裁判所上告棄却でこの審判は確定した。この事故については、東日本大震災後の津波によって児童74人と教職員10人が死亡・行方不明になったことは周知のとおりである。

上記の判決に見られるように、児童・生徒のいのちを守る学校安全の重要性はより一層高まり、学校教師の資質能力育成は社会的要請となっている。また、2017年3月の「第2次学校安全の推進に関する計画」に見られるように、児童生徒等自らが安全を確保するための基礎的な資質・能力の育成が必要だとされてきている。安全教育は学校教育活動全体での取り組みが、より一層重視されてきている。

次ページの表1は、安全教育をめぐるこの10年の国レベルの行政の動きを示している。

この表から、学校安全をめぐる国は学校現場での取り組みの必要性を感じ、現場での安全教育を要請していることがわかる。2008年には学習指導要領に「安全に関する指導」を明記し、学校保

健安全法もそれまでの学校保健法に学校安全を組み込んで成立した。東日本大震災を受けて、2012年には防災教育の取組みの徹底を要請し、2017年の新しい学習指導要領をはじめ、第2次学校安全の推進に関する計画に明記され、安全教育の充実はより一層必要とされてきている。そして、下線部に注目すればわかるように、児童生徒向けの安全教育の充実の重要性が示されている。

ところが、安全教育においては、自然災害や交通事故に関連する取組みは充実してきている一方、児童生徒等の安全を脅かすものとして学校保健安全法が第26条に規定する「事故、加害行為、災害等」の中の「加害行為」¹に関連した学習内容や学習方法の研究はまだ緒に付いたところである。

本研究は、児童生徒等の加害行為による事故に関する判決書教材である「授業中、友達への嫌がらせ行為の結果」（千葉地裁2012年11月16日判決）を活用した授業実践を取り上げ、授業後感想文の分析を行なう。そのことによって、判決書教材を活用した授業が、安全教育としての学習内容、方法としてのどのような可能性や課題を内包するかを明らかにすることを目的とする。

¹石巻専修大学人間学部人間教育学科

²上越教育大学

児童生徒の加害行為を原因とする学校事故を防止するための判決書教材を活用した安全教育についての事例研究
—授業中に鉛筆で目を突いた判決書教材活用授業による感想文を分析して—

表1 安全教育をめぐる行政の動き

年月	内容	注目する内容の概略～安全学習との関連
2008.1	中央教育審議会答申	「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」
2008.3	学習指導要領総則	安全に関する指導初めて明記される
2008.6	学校保健安全法	第26条「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により危険を防止し、適切に対処する…」 第27条「児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導」
2010.3	文部科学省『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育	「自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する」
2012.4	閣議決定「学校安全の推進に関する計画」	「安全に関する知識、行動する力が課題である、指導時間の確保と教育手法、指導体系の整理が必要である」
2012.7	文部科学省「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告	防災教育のより一層の重要性を示した。
2016.3	文部科学省「学校事故対応に関する指針」	危険等発生時対応要領の改善・改良が求められる等、学校事故対応のあり方が示された。
2017.3	「第2次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定	・系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。・児童生徒等自らが安全を確保するための基礎的な資質・能力を育成する。
2017.3	新学習指導要領 総則	安全に関する指導
2019.3	文部科学省 改訂版『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育	学校における安全教育の充実と適切な安全管理に役立てることを目的とする。

2. 先行研究

文部科学省が2019年3月に発行した「改訂版『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」では、学校安全の領域を「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つに分類しているが、「従来想定されなかった新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応」していくことも付け加えている。

本研究では、児童生徒等の安全を脅かすものの一つである「加害行為による事故」に注目する。「加害行為による事故」は、上記3つの中の「生活安全」に含まれるが、いじめ防止の授業はもちろんのこと、学校生活内における学校事故を防止する授業も含まれる。

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、ホームページ上で「学校安全web」を立ち上げ、「学校での事故防止対策集」などを紹介し、調査研究の成果や地域に密着した学校安全に関する情報を紹介している。また、文部科学省は学校安全ポータルサイトを立ち上げ、通学の安全や防犯、災害安全などに関する映像資料を準備し、子どもを事件・事故災害から防ぐための手立てを示している。それらの中には生活安全に関連する教材や

情報も含まれているが、「加害行為による事故」に焦点化したものは少ない。

その他、生活安全に関する先行実践としては、大阪教育大学附属池田小学校「安全科」の創設と実践がある。WHO（世界保健機関）によるISS（International Safety School）の認証を受けた、安全教育・学習を積極的に展開する学校（2016年3月現在で23校）も増加している²。また、「安全マップ授業」などもあるが³、交通災害や災害安全の領域に含まれる先行実践が多い。

子どもの「加害行為による事故」を事前防止するための安全教育は子どもの安全を守るために最も重要だと指摘されてきた⁴。それにもかかわらず、先行実践は少なく、また、研究の積み重ねが必要とされている。

蜂須賀（2019）は、児童生徒等の加害行為による事故に注目し、裁判事例を教材開発することで危険予測・回避能力の育成を目指す研究を行っている。加害行為が原因の事故に関する判決書教材を取り上げ、「不注意による事故を防ぐ」「相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ」「暴力行為による事故を防ぐ」「いじめを防ぐ」の4つに

分類して整理した⁵。

その中の「いじめを防ぐ」判決書教材の開発と授業実践、および授業後感想文記述を分類分析した学習内容の要素の抽出については、新福（2018）がすでに研究を進めてきた⁶。

ところが、それ以外の加害行為による事故を判決書教材として活用した授業の学習内容の要素抽出による安全教育との関連からの授業分析は今後の課題となっている。

3. 本研究が考える安全教育の資質・能力

3-1 文科省が示す安全教育の資質・能力

中央教育審議会は、安全に関する資質能力を現代的な諸課題に対応して求められるものの一つとしてとらえ、「日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力」と説明した。この説明がそれ以後の政府の示す報告書や提言の基盤となっている。

2019年3月に文部科学省より示された『改定「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』においては、その資質能力について、2017年版学習指導要領に合わせて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、そして学びに向かう力・人間性等の観点と関連づけている。具体的には、次のように記されている。

「様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識・技能）」「自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等）」「安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等）」

3-2 研究者、学会が提示する安全教育の資質・能力

日本安全教育学会における学会誌において、藤井は安全教育の資質・能力に関する論考を発表している（藤井他 2007）⁷。個人の「安全能力」については、「危険予知能力」・「安全維持能力」・「事故対応能力」の3要素から構成されると定義づけ、「危険予知能力」は、「情報活用力」と「危険察知力」から構成されるとする。また、「安全維持能力」は、「安全確認力」と「安全行動力」から構成されるとしている。さらに、「事故対応能力」は「事故対処力」と「事後措置力」から構成されるとしている。

日本教育法学会は、「安全学習においては、子どもの日常生活で身近に発生する事故事例を学び、また災害や犯罪に遭遇する危険に関する知識と情報が提供・活用され、それらを通して災害や犯罪の原因や状況について具体的な教訓を共有し、再発防止と安全を守る自律的な態度と理解が培われる。」とする。また、安全学習が子どもの学校・社会に対する安心感・信頼感を確保すること、安全学習で子どもを学校安全の創造主体として育成することとしている。そして安全教育によって育成する資質・能力育成について次のような目標を示している。「①子供の危険認識・回避能力の育成、②学校安全への意見表明・参加能力の育成、③災害事例と原因を学び災害防止などの能力の育成、④学校の危険箇所や事故発生などに関する学習、⑤いじめやけんかななどの争いを暴力に訴えることなく平和的に解決する能力の育成、⑥災害や防犯に関する意識を培い自らの安全を守る能力の育成、⑦通学路などでの誘拐などの事件で安全に行動する訓練を受け危険を回避する能力の育成、⑧不審者侵入時などでの対処方法の訓練、⑨緊急事態発生後のカウンセリングなど相談方法の学習」⁸。

3-3 本研究が育てたいと考える安全教育の資質・能力

上記の政府および学会等が示す「安全教育の資質・能力」については、細かい相違点も多い一方、大まかな共通点も見られる。一つは、「資質・能力」を大きく「知識」と「思考力・判断力」、そして「行

動力」と分類していることである。二つ目は、学校災害を時間軸で分け、「災害前」と「災害全般」、そして「災害後」に分類している。三つ目は、「危険認識・回避能力の育成」が重要な柱になっていることである。

本研究では上記の共通点をもとにして、次のように安全教育の資質・能力を定義づける。「ア災害発生以前における危険認識・回避能力の育成、イ災害事例を通して災害全体の原因と責任等の認識力を深め、災害を防止する能力の育成、ウ加害行為による争いを平和的に解決する思考力判断力の能力育成、エ自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識および姿勢態度能力の育成」

ア～エの内容については、次のように簡単に説明したい。上記のアについては、災害発生以前に焦点化する。災害が起こる前の危険認識および回避能力の育成を示す。イについては、災害全体を対象として、その災害の原因と責任についての認識と全般的な災害防止のための能力育成を示す。ここでは、災害発生時、災害発生後についても対象とする。ウについては、学校安全における学校事故やいじめなどの加害行為によっておこる争いをいかに平和的に解決するかという観点からの思考力判断力育成を示す。エについては、自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識姿勢態度などの行動力に関係する能力の育成を示す。

4. 研究の実際

4-1 調査対象者

対象は、2018年3月1日、X県Y町立A小学校、第5学年13名、学級活動「相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ」の授業である。授業者は蜂須賀で、本時の終末に「今日の学習を通して、初めて知ったことや感じこと、考えたことなど」のテーマで感想を書かせた。その感想文記述を分類分析した。

4-2 開発活用した判決書教材

本授業では、千葉地裁(2012年11月16日判決：裁判所判例情報 www.courts.go.jp/hanrei/)の判決書に示している「認定事実・被害の状況」「加害児童の行為の不法行為性」「保護者の監督義務」「教諭の過失・安全配慮義務」「過失相殺」などを検討

し教材化した。

本裁判事例は、加害行為の態様別類型「いたずらや嫌がらせによる加害行為事故」に分類され、冗談やいたずらのつもりでやった行為が原因で、結果的には、精神的苦痛や傷害を負わせた事例にあたる。「単なるいたずらで、そんなつもりはなかった。だからしょうがないんだ。」という思考をする児童がいる。しかし、相手に負傷させることが、当然予見できるような危険な行為は許されず、権利を侵害した不法行為になり、加害行為の責任(本人又は親権者が)を負う可能性がある。いたずらや嫌がらせの結果、自他にとって最悪の事態になる。そのような具体的な場面を学ぶ事例である。

本教材で扱う事故は、小学校6年生の児童が、授業中に隣に座っていた同級生の鉛筆を理由もなく返さずいたところ、その同級生が「返して」と身を乗り出した際に、児童が鉛筆を振り上げ、同級生の眼に傷害を負わせた事故である。この判決書を参考に、平易な言葉と場面で事実を元にした物語教材を作成した。判決書教材例を次ページの表2に示す。

本教材を活用するに当たって、安全教育の目標を踏まえ、以下を授業のポイントと考えた。

- ① 意地悪で嫌がらせ的な行為が、後遺障害が残るような重大な事故を招くことがある。
- ② 安全上の問題点として、事故の原因は、相手が身を乗り出すことが予測できたにもかかわらず、鉛筆を振るという危険な行為に出たことである。→危険を予測し回避する注意義務がある。
- ③ また、この注意能力の不備だけでなく性格上の問題にも起因している。
- ④ 安全を守るために、保護者には監督義務があり、今回の事故で、その内容は、「日頃から家庭で子どもに、物の取扱い方や人とのコミュニケーションについて十分に注意する」ことである。

4-3 授業について(授業プログラム)

(1) 目標

- ・鉛筆などの学習用具は、取り扱い次第で、相手に重大な障害を負わせる可能性があるこ

表2 判決書教材例「授業中、友達への嫌がらせ行為の結果」

1 事故のようすを確認しよう (1) 子どもたちのようす 花子とひろしは、第五小学校の6年2組(全21名)の児童です、担任は、青田先生です。ある日の休み時間、春子が、落ちていたひろしの色鉛筆を拾って、間違ってとなりの席の花子にわたしました。ひろしは、花子に「それは、ほくのだよ。色鉛筆を返して。」と頼みました。でも花子は、返してくれませんでした。 4時間目の社会科の授業が始まりました。花子は、日直当番だったので、号令をかけるため、ひろしとのやり取りはいったん終わりました。青田先生は、黒板に地名を書いて、地図帳の中からその地名をさがすよう指示し、活動が始まりました。そして、青田先生は、窓側の列の方の子どもの様子を见に行きました。 すると、ひろしは授業中だったけど、また鉛筆のことが気になり、花子に「ねえ、その色鉛筆は、ほくのだから返して。」といいました。ところが、花子は「じゃ、お礼を言って」と言いました。ひろしは、「ありがとう。だからもう返してよ。」と言いました。でも、花子は色鉛筆を左手に持って、さらにひろしから遠ざけ「だめ。」と言って返しませんでした。その後もあきらめずに「ねえ、返して。」と2・3回言いましたが、花子は、返してくれません。そこで、ひろしは、色鉛筆を取り返すために、立ち上がろうとして手を伸ばしました。すると、花子は左手の色鉛筆をさらにのぼし、右手に持っていた鉛筆を思わず振りました。すると、鉛筆の芯がひろしの左目にさりました。(中略)中央病院では、すぐに緊急の手術を行いました。でも回復しません。4か月後にも人工水晶体といわれるものを眼珠に入れる手術を行いました。でも、眼珠はうまく調節ができず、結局、左目がよく見えないままの障害を残しました。 (2) 先生のような この日、休み時間にひろしが花子に色鉛筆を返してほしいと言ったときは、まわりがざわついていた、このやりとりには気が付きました。4時間目の授業の地名さがしの活動では、青田先生は、まず、窓側の列の方の様子を見に行きました。このときも、多少ざわついていたので、2人のトラブルには気が付きませんでした。 (後略)	2 裁判所が指摘する問題点と責任を確認しよう (1) 花子の責任(花子の親の責任) まず、けがをさせた花子の行動を確認する。花子は、ひろしに「色鉛筆は自分のものだ。返してほしい。」と何回も言われたけれど、返さなかった。また、自分が拾ってないのにお礼をもとめて、それに対し、ひろしはお礼を言ったけど、返さなかった。そして、ひろしが身を乗り出して取り返そうとしたら、花子は、さらに遠ざけ、右手で鉛筆をふってけがをさせた。 では、この行動のどこに問題があるのだろうか。それは、花子は、日常よく使う鉛筆で、相手にけがをさせるかもしれないと当然考えることが(予想)できるのに、慎重に扱わずに、振り回して、危険なことをしてけがをさせたことだ。それに、何度も返してほしいと言われたのに、これを返さなかったいじわるな性格にも原因がある。そうすると、この事故はまったく偶然に起きたものではなく、花子の学習用具をあつかうときの注意力のなさ、性格上の問題とが関連して発生した事故である。 花子は、事故当時11歳8か月の小学校6年生、心も体も発達の途中である。この時期は、家庭での教育の影響を強く受ける年齢である。小学校で起きた事故だけれど、花子の親にも責任がある。花子の親は、これまで花子に対して、彫刻刀やナイフの取扱について注意していた。でもこのような事故が起きてしまった。 結局、花子の親は、家庭で学習用具などのとりあつかい方を指導したけれど、花子はそれを守らず、人にけがをさせてしまったので、責任をとらないといけな。さらに、人にいじわるをしないなど、相手の気持ちを考えて行動することをしっかり指導していなかったことも原因である。だから、花子の親は、花子が法に違反した行動の責任をおわなければならない。 (2) 担任の先生の責任 まず、日ごろからどんな指導していたかを確かめる。学校では、5年生のときから、鉛筆を持ち歩くときには、危険防止のためにキャップをつけるよう指示し、鉛筆の危険性について指導していた。また、6年生になったら、青田先生が、包丁や彫刻刀、カッターなどの取り扱いや、事故が起きる危険性についてきちんと指導していた。このことから考えると、日常的な指導での、先生たちの落ち度は見られない。 次に、2人の児童が日ごろから問題のある子であったかを確かめる。もし問題のある子なら、いつも注意して見ておく必要がある。でも、ひろしも花子も、もともと特に問題のある子ではなかった。だから、先生は、この時間2人を監視して見ておく必要はなかった。 最後に、2人のやりとりに青田先生が気付いていたかを確かめる。ひろしが休み時間に花子に対して色鉛筆を返してほしいと言ったときは、特別大きな声ではなかった。また、授業中、地名さがしの活動のとき、多少のざわつきがあり、2人の鉛筆のやりとりは小声であった。そうすると、2人のトラブルに気付くことはできなかった。 (後略)
---	---

とを理解できる。

- ・ 小学生でも、相手にけがをさせるかもしれないと予想し、注意して安全に生活する注意義務があることを理解できる。
- ・ 最悪の事態や法的な責任や義務を理解することで、学習用具の取り扱いに注意して、安全に生活しようとする心構えをもとうとす

る。

(2) 本時の実際

導入では、【1:過去の経験の想起】として、テーマに関する児童のこれまでの経験等を話し合う。「鉛筆や彫刻刀などの学習用具を扱う際に、危ないと思ったことはありませんか。」などの問いを

もとに全体で話し合い、本時の学習のテーマ「学習用具を扱うときに、安全上どんなことが問題で事故が起きるのだろうか。」を設定した。ここでは、誰でも起こりうる身近な事例であることを確認すると共に、本時の課題解決に向け、問題意識をもち自分のこととして主体的に取り組むことをねらいとしている。

展開では、【2：被害の状況の把握】として、まず、判決書教材を使って、安全上の問題点に着目しながら、事故の経緯や被害の状況について読んでいった（アンダーラインを引くなどする。）。次に、被害についての感想を全体で交流する。何気ない嫌がらせ行為が、重大な結果になったことに、驚きの感想が見られた。

【3：安全上の問題と責任の所在の指摘】の活動では、まず、一人調べで、安全上の問題点や事故の原因、責任の所在について考える。ここでは、「安全に過ごすという面で、誰のどんな行動に問題があったのでしょうか。」という問いかけをして考えさせた。次に、多様な見方・考え方に触れる意味で、グループで安全上の問題点や責任の所在、その理由について意見交換をし（アクティブ・ラーニング）、その後、学級全体で意見交換をした。ここでは、教師の管理責任や、加害児童の嫌がらせ行為、危険な行為を指摘する児童がいた。また、授業中ということで、被害者の行為にも問題があるという指摘があった。

そして、【4：法的判断の確認】として、判決書教材を使い、全体で、裁判所が判断した不法行為・権利侵害の有無や、加害児童の注意義務や責任、学校・教師の安全配慮義務や保護者の監督義務などについての判示を確認し、安全上の問題点や様々な視点から事故を防ぐ方法や、考え方を確認した。

終末では、安全管理や危険予防のポイントを確認した後、【5：自己や自校への適応】として、授業で分かったことや自分を振り返っての感想をもとに、今後へ向けての意見交換をした（アクティブ・ラーニング）。

4-4 分析方法

本研究では、質的統合法を活用する。その理由は、感想文記述をもとにして学習者がどのような

学習内容を概要として学んだのか、その要素を質的に抽出することが可能になり、児童生徒の加害行為を原因とする学校事故防止のための安全教育における本研究の教育内容・方法について検討できると判断したからである。

まず、授業後感想文記述 13 人分を分類し、オリジナルデータをその意味内容ごとに 27 に切片化した。その切片化した記述データをカードに起こし、ラベルを広げ、ラベルを分析した。同じような内容の意味を含むラベルを集め、分類したラベルをもとにしてグループ化し、それらのグループ化したラベルの内容をもとにして共通する内容をまとめた新しいラベルとしての表札づくりを行った。次に新しい表札をもとにして、上記のラベルのグループ化を繰り返した。2 段階のグループ編成を繰り返して、最終的に 4 枚の最終ラベルに集約された。それらの最終ラベルの関係性に注目して空間配置を行い、ラベル間の関係性を示す関係記号と添え言葉をつけ、ラベルの内容を示すシンボルマークをつけて見取り図を作成した。見取り図をもとにして、関係構造を図式化したシンボルモデル図を作成した。

5. 研究の結果

5-1 データの分析

第 1 段階のラベル分類で表札となったのは、「けんかやいじめをすると大きな事故につながるということがわかった。仲良くすることの大切さがわかった。」「えんぴつ 1 本で大けがという大きな事故になることを知って驚いた。」「今までの自分は何も考えずに行動していた。今後行動するときには人の気持ちをよく考え、友達を傷つけないようにしていきたい。」「この学習を通して親が注意してくれることをありがたく思い、親の言うことをしっかり守って行動したいと思った。」「先生の指導をしっかり守り、問題を起こさないように気をつけ周りで危ない行為があったら注意したい。」「鉛筆の使い方にはちゃんと気を付けていきたい。けがをしないように周りに気を付けたい。」など 6 つの表札を作成した。なお 6 つの表札に含まれない元ラベルが 3 枚あった。

第 2 段階では、「今まで自分も何も考えずに文房具を使ってけがをさせそうになったことがある

表3 シンボルマークとラベル

	シンボルマーク	最終ラベル	元ラベル（＊数字はデータ数）
A	鉛筆1本が大けがを引き起こす事故となることの理解とそれまでの経験	今まで自分も何も考えずに文房具を使ってけがをさせそうになったことがあるが、えんぴつ1本で大けがとなる事故につながることを知って驚いた。	11-a 今日学校でおこった事件の事を話し合って自分たちの身近な物で大きな事故がおこったことはとてもおどろきました。(6)
B	ケンカやいじめによる事故の理解と鉛筆の使い方に注意する決意	ケンカやいじめをすると大きな事故につながる事がわかり、仲良くすることの大切さや鉛筆の使い方をけがをしないように周りに気を付けていくことが大切だとわかった。	8-c 少しのけんかやいじめでも、あとあとつづけていくと、大事故につながるということが分かりました。なのでだれとでもうけいれて仲良くすることが大切と分かりました。(5)
C	これまでの自分の行動の振り返りと今後の行動の決意	今までの自分は何も考えずに行動していた。性格についても事故の原因になるので、行動するときは人の気持ちをよく考え、友達を傷つけないようにしていきたい。	11-c 今までは、あまり後のことを考えずに行動してたので、もしかしたら知らない間に友だちをきずつけているのではないかと思ってたしんばいになりました。これからは今日学んだことを守っていきたいです。(6)
D	先生や親の注意指導を守って行動し、危ない行為を注意していく決意	この学習を通して先生の指導をしっかりと守り、問題を起こさないように気をつけ、親が家庭で注意してくれることに感謝し、言うことをしっかりと守って行動したい。周りで危ない行為があったら注意したい。	1-b この話を聞いて今までの自分をふりかえてみると、親がいつもいっている「あまり友達に傷つけたり泣かしたりしない」と言われているが、それは自分は守れていなかったと思いました。(9)

が、えんぴつ1本で大けがとなる事故につながることを知って驚いた。」の表札を作成し、それをもとに、「鉛筆1本が大けがを引き起こす事故となることの理解とそれまでの経験」というシンボルマークとした。以上のように、他のラベルも同様に、グループ編成を2段階で実施した。

5-2 最終ラベルとシンボルマーク

表3にシンボルマーク、最終ラベルを示した。以下、最終ラベルからシンボルマーク生成の経緯を説明する。

- ① 「A 鉛筆1本が大けがを引き起こす事故となることの理解とそれまでの経験」については、鉛筆が大けがを引き起こす事故になることの理解と鉛筆をめぐるこれまでの経験を含むものとした。
- ② 「B ケンカやいじめによる事故の理解と鉛筆の使い方に注意する決意」については、けんかやいじめが事故を引き起こすきっかけになることの理解と今後の鉛筆使用の注意と決意を示すものとした。
- ③ 「C これまでの自分の行動の振り返りと今後の行動の決意」については、これまでの自分自身の行動を省察し、今後は事故やけがを引き起こさないように決意していく記述を含むものとした。自分自身の決意や態度、行動を示すもの

である。

- ④ 「D 先生や親の注意指導を守って行動し、危ない行為を注意していく決意」については、まず先生の指導をしっかりと守って今後は行動していきたいという決意と同時に、日常的な保護者の指導が実は感謝すべきものであり、今後は保護者の指導についても守っていきたいと決意するものである。さらに、学校生活において周りで危険な行為に気づいたら注意していきたいというものも含めた。

5-3 シンボルモデル図の考察

授業中に鉛筆で目を突いた判決書教材活用授業による感想文分析のシンボルモデル図については、次ページの図1に示した。「A 鉛筆1本が大けがを引き起こす事故となることの理解とそれまでの経験」については、本判決書教材を活用した授業を受けて、児童らは日常的に使用する鉛筆が使い方の不注意によって、場合によっては失明させてしまい、損害賠償請求の対象となることを理解する。その際、これまでの経験を思い出し、たしかに危ない場面があったことを思い出す児童もいた。そして、鉛筆が危険なものであることを理解した児童らは、その事故の契機となったいやがらせやいじめの問題性を同時に理解する。「ケンカやいじめによる事故の理解と鉛筆の使い方に注

意する決意」については、活用した判決書においても「色鉛筆をなかなか返さない」といういやがらせが事故の誘因となっている。そのような行動が鉛筆という文房具を凶器にさせてしまうことを学ぶ。そのことで、鉛筆を使用するときに扱い方に注意していくという決意と同時に周囲の状況をよく理解していくことの大切さを示している。

いて、教師や保護者の指導を良く聞き、日常生活において行動していきたいというものである。さらに、周囲の級友で危ない行為に気づいた時は、教師に代わって注意指導していくことについてもその決意を示す児童らの考えも見られた。

本判決書教材を活用した授業における学びの要素には、シンボルモデル図の各 A～D のシンボルマークから抽出できるが、それぞれの学びは関連し合いながら、特に今後の決意につながっていることがわかる。それは、これまでの自分自身の行動を振り返り、さらにその自己省察や反省を踏まえて今後への行動に生かそうとしているところに特色があるように思われる。これまでの研究によるその他の判決書教材を活用した授業と比較すると、今後の行動への決意を示す感想記述が多く、この授業は理解だけでなく、態度や行動につなげる可能性を秘めていると思われる。

本研究では、安全教育の資質能力について、「ア災害発生以前における危険認識・回避能力の育成、イ災害事例を通して災害全体の原因と責任等の認識力を深め、災害を防止する能力の育成、ウ加害行為による争いを平和的に解決する思考力判断力の能力育成、エ自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識および姿勢態度能力の育成」

と定義づけた。

本研究で抽出された最終ラベルとシンボルマークを上記の4つの資質能力と関連づけると次の三つが言えるのではないかと考えられる。

まず、「A 鉛筆1本が大けがを引き起こす事故となることの理解とそれまでの経験」については、「ア災害発生以前における危険認識・回避能力の育成」と重なっている。本判決書の事例から、日常生活で利用する鉛筆などの文房具が危険な事故をひき起こす凶器になる場合もあることを学び、危険認識と回避能力の育成に成功している。

次に、「イ災害事例を通して災害全体の原因と責任等の認識力を深め、災害を防止する能力の育成」については、「B ケンカやいじめによる事故の理解と鉛筆の使い方に注意する決意」と重なっている。授業の流れで、事故の責任追及の考察が位置付けられているが、事故の原因を理解し責任についての認識力を本判決書活用の授業から学んでいる。同時に災害を防止する決意が示されており、災害防止する能力育成の成功に関連している。

三つめに、「ウ加害行為による争いを平和的に解決する思考力判断力の能力育成」、「エ自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識および姿勢態度能力の育成」については、「C これまでの自分の行動の振り返りと今後の行動の決意」と「D 先生や親の注意指導を守って行動し、危ない行為を注意していく決意」と重なっている。ウに関しては、授業の実地で「多様な見方・考え方に触れる意味で、グループで安全上の問題点や責任の所在、その理由について意見交換をし(アクティブ・ラーニング)、その後、学級全体で意見交換」があり、「これまでの自分の行動の振り返り」につながっている。それは、思考力判断力の能力育成と重なっている。さらに、エの意識および姿勢態度能力については、「C 今後の行動の決意」や「D 指導を守って行動し、注意していく決意」と関連がある。

以上の関連分析から、判決書教材を活用した本授業は、児童の感想文分析による学びの要素抽出から本研究が期待する安全教育の資質能力育成と大いに関連があることがわかった。

7. 本研究の成果と課題

本研究は、児童生徒等の加害行為による事故に関する判決書教材である「授業中、友達への嫌がらせ行為の結果」(千葉地裁2012年11月16日判決)を活用した授業実践を取り上げ、授業後感想文の分析を行なった。事例としての判決書教材を活用した授業が、安全教育としての学習内容、方法としてどのような可能性や課題を内包するかを明らかにしようとした。

分析の結果、本授業には学習内容の要素として大きく4つがあり、「A 鉛筆1本が大けがを引き起こす事故となることの理解とそれまでの経験」、「B ケンカやいじめによる事故の理解と鉛筆の使い方に注意する決意」、「C これまでの自分の行動の振り返りと今後の行動の決意」、「D 先生や親の注意指導を守って行動し、危ない行為を注意していく決意」を児童は習得していることが分かった。そしてそれらは、本研究が期待する安全教育の資質能力の「ア災害発生以前における危険認識・回避能力の育成」、「イ災害事例を通して災害全体の原因と責任等の認識力を深め、災害を防止する能力の育成」、「ウ加害行為による争いを平和的に解決する思考力判断力の能力育成」、「エ自らの安全および周囲の人の安全を守ろうとする意識および姿勢態度能力の育成」と大きく関連していることが分かった。

本研究が期待する安全教育の資質能力については、一般化されているものではないが、政府や学会などが示す資質能力の大まかな共通項を整理したものである。そのために、本判決書教材を活用した安全教育としての授業実践は、安全教育の資質能力育成に貢献できる可能性がある。

蜂須賀が開発した「加害行為による事故としての判決書教材」はいくつかの事例があり、それらを授業実践し、分析することを繰り返すことを通して、判決書教材を活用した授業実践が安全教育の学習内容や方法として可能性があり、貢献できるかどうかを検討していくことが今後の課題となる。

【付記】

本研究は、令和元年度科学研究費助成事業「安全学習の総合的研究—判決書教材活用によるプロ

児童生徒の加害行為を原因とする学校事故を防止するための判決書教材を活用した安全教育についての事例研究
—授業中に鉛筆で目を突いた判決書教材活用授業による感想文を分析して—

グラム化と授業開発—」研究課題/領域番号(17K04877) 研究種目(基盤研究(C))の研究成果の一部です。

注

¹ 文部科学省『改定「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』2019年3月、pp.15-16には、「加害行為」について次のように説明している。

「『加害行為』とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。また、『加害行為』には、いじめや暴力行為など児童生徒等同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。」

² 喜多明人・浅見洋子編『みんなの学校安全』エイデル研究所、2016

³ 丸山涼子「地域ぐるみの学校安全」『心とからだの健康』2006年5月号

⁴ 堀井雅道「学校保健安全法における学校現場の役割と課題」『季刊教育法』No.160、2009年3月、pp.29-35

⁵ 蜂須賀洋一「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究Ⅰ」2018、「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究Ⅱ」2019、『上越教育大学研究紀要』38-2、39-1

⁶ 新福悦郎『いじめ問題関係判決書の教材開発といじめ授業』専修大学出版局、2018

⁷ 藤井真美、刈間理介、海保博之、萩須隆雄、本間啓二、内山源、渡邊正樹、築地弥生、先崎孝彦、永井大樹、黒瀬忠生、関根祐一、永島昇太郎、西川路由紀子、馬場正徳、米山和道「安全能力の概念と構造」『安全教育学研究』7-1、2007、pp.3-16

⁸ 日本教育法学会「学校事故研究会」『解説学校安全基準』pp.56-、2008